

令和4年9月12日	参考資料1
第1回 データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会	

## データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会開催要綱

### 1 趣旨

平成25年6月、「日本再興戦略」（閣議決定）において、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされたことを踏まえ、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、データヘルス計画が導入された。

その後、平成27年度からの第1期データヘルス計画開始に合わせ、平成26年に国保、後期高齢者医療それぞれについて「保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」が策定された。（平成29年に平成30年度からの第2期データヘルス計画開始に合わせ改正）

今般、令和6年度から第3期データヘルス計画が開始されることを踏まえ、手引きをはじめ保健事業の実施計画（データヘルス計画）の見直しに係る検討を行うため、保険者及び学識経験者等の参集を得て、「データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

### 2 検討事項

- (1) 第2期データヘルス計画の現状と課題について
- (2) 保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きの見直しについて
- (3) その他

### 3 構成

- (1) 本検討会は、保険局長が選任する学識経験者、自治体、保険者関係団体、専門職団体等から構成し、構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 本検討会の下に、高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ（以下「高齢者保健事業の実施計画WG」という。）を開催することができる。高齢者保健事業の実施計画WGは、本検討会の構成員の他、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、保険局長が選任する外部の者が構成員として参画するものとする。

#### 4 その他

- (1) 本検討会の庶務は、厚生労働省保険局国民健康保険課が行い、必要に応じて同局高齢者医療課と連携する。
- (2) 検討会の議事、会議資料及び議事録は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

#### 附則

この要綱は、令和4年9月12日(第1回目の検討会開催日)から施行する。

(別紙)

データヘルス計画（国保・後期）の在り方に関する検討会 構成員

<構成員>

阿部 絹子 日本栄養士会 常務理事  
尾島 俊之 浜松医科大学 健康社会医学講座  
鎌田 久美子 日本看護協会 常任理事  
北沢 百合子 長野県松川町保健福祉課（保健師）  
近藤 広之 新潟県燕市保険年金課長  
佐古 朋子 大分県大分市国保年金課（保健師）  
鈴木 孝昌 愛知県後期高齢者医療広域連合事務局長  
田中 考子 奈良県国民健康保険団体連合会医療費適正化推進課長（保健師）  
津下 一代 女子栄養大学 特任教授  
中橋 香織 富山県厚生企画課医療保険班（保健師）  
西田 重之 全国国民健康保険組合協会 常務理事  
古井 祐司 東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授  
宮川 政昭 日本医師会 常任理事  
三好 ゆかり 国民健康保険中央会 保健事業担当専門幹（保健師）  
山本 秀樹 日本歯科医師会 常務理事  
渡邊 大記 日本薬剤師会 副会長

(五十音順、敬称略)